

<12月20日付事務連絡関係Q & A>

問1 基準日において65歳以上の者とは、生年月日がいつ以前の者をいうのか。

答 定額給付金の給付において、基準日において65歳以上の者とは、昭和19年2月2日以前に出生した者とする。

(基準日において満65歳となる者は、年齢計算ニ関スル法律によれば、昭和19年2月2日に出生した者である。)

問2 基準日において18歳以下の者とは、生年月日がいつ以降の者をいうのか。

答 定額給付金の給付において、基準日において18歳以下の者とは、平成2年2月2日以降に出生した者とする。

(年齢計算ニ関スル法律によれば、基準日において18歳以下の者とは、平成2年2月3日以降に出生した者である。しかしながら、平成2年2月2日に出生した者が満19歳となるのは、同法の考え方によると平成21年2月1日24時であり、同日のほとんどを18歳として過ごしていること等を考慮し、平成2年2月2日生まれの者に限り、定額給付金の給付に際しては、基準日において18歳以下の者として取り扱うこととするもの。)

問3 外国人登録原票に登録されている方にはどのような方が含まれ、そのうち定額給付金の給付対象者はどこまでか。

答 外国人登録原票に登録して在留する外国人の分類は、概ね以下の通りであり、給付対象者かどうかの区分は、それぞれ記載の通りである。

在留の資格の分類	給付対象か否かの区分	
(1) 永住外国人 (永住者、特別永住者)	○給付対象	
(2) 身分又は地位に基づき在留する外国人 (日本人の配偶者等、永住外国人の配偶者等、定住者)	①右記②以外	②在留資格を有さず在留する者
	○給付対象	×給付対象外 (例) 在留期間を過ぎて不法に残留する者
(3) 就労目的で在留する外国人	○給付対象	×給付対象外 (例) 在留期間を過ぎて不法に残留する者
(4) 非就労目的で在留する外国人		
(5) 出生等により一定期間在留できる者	○給付対象	×給付対象外 (例) 在留期間を過ぎて不法に残留する者
(6) 在留の資格なし (不法滞在者)		
(7) 短期滞在 (=観光客ほか)	×給付対象外	